

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、当会が立地する市街地地域における矢矧川沿いでは、0.5m未満の浸水が想定されているが、下流域の糠塚地区では 0.5mから 3.0mの浸水の想定となっている。また、手野、吉木及び糠塚地区の道路で冠水が想定されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、湯川や内浦、三吉、高倉、戸切などの山間部で土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっている。商工業等の集積はないが、道路の閉鎖等で材料等の流通への影響が懸念される。

(地震：J - SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、今後 30 年以内に震度 5 弱以上の揺れに見舞われる確率が 38.4%と示され、当町の津波ハザードマップによると、海岸線の一部で浸水深 2.0m以上が想定されている。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、2020年における新型コロナウイルス感染症を先例とした、国民の大部分が免疫を獲得していない新種の感染症等の全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況[令和7年度 商工会実態調査資料より]

・ 商工業者等数 723人

・ 小規模事業者数 543人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	事業所の立地状況等
商工業者	商業	152	112	町内に広く分散している
	工業	60	51	町内に広く分散している
	建設	160	127	町内に広く分散している
	サービス	260	192	町内に広く分散している
	その他	91	61	町内に広く分散している

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・岡垣町地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・岡垣町の新型コロナウイルス感染症対策に対する基本方針の策定
- ・岡垣町業務継続計画の策定、見直し

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・新型コロナウイルス感染防止に関する国及び県、当町の施策等の周知

II 課題

岡垣町商工会BCPマニュアルを作成しているが、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推進や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてのマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施時期

(1) 事業継続力強化支援事業の実施時期 (令和8年4月1日～令和13年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

- ・当町が策定している「岡垣町業務継続計画」及び「岡垣町業務継続計画（新型インフルエンザ等編）」と本計画との整合性を図り、発災時や新型インフルエンザ等の発生時に混乱なく緊急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型インフルエンザ等は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和2年に事業継続計画を策定し、令和7年に更新（詳細は別添参照）。

3) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険(株)福岡支店に専門家の派遣を依頼し、普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス

対策として各種保険（生命保険や損害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・岡垣町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当町）を年1回開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（地震時のJアラート等）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

<2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

当町の災害対策本部設置後、3時間以内に当会職員の安否報告を行う。

（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。）

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当町における新型インフルエンザ等対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例） 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
-----------	--

被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事務所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事務所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考え

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

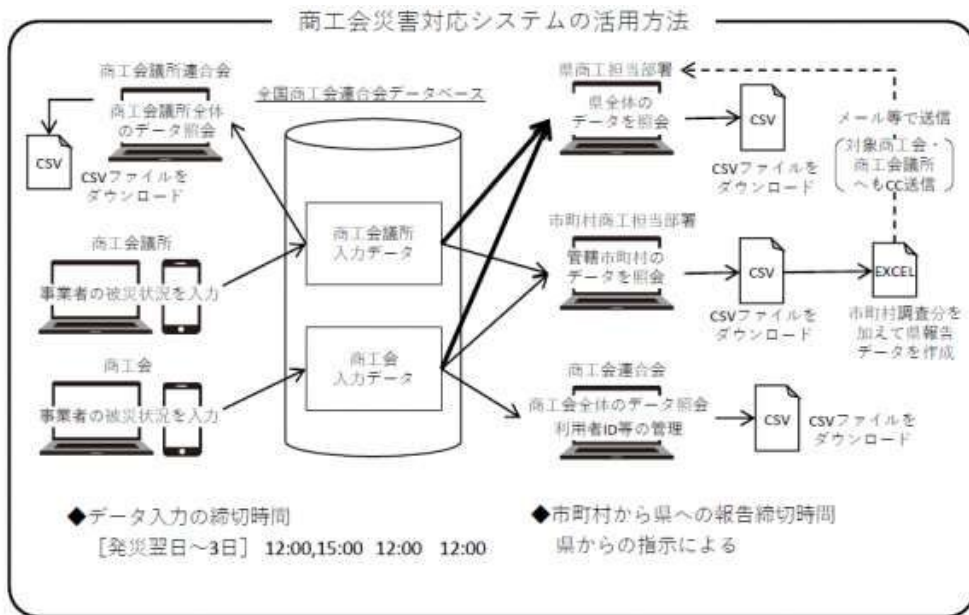
発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1週間に2回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する

- ・当町が策定している「岡垣町業務継続計画」を踏まえ、当会においても必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

〈3. 発災時における連絡体制〉

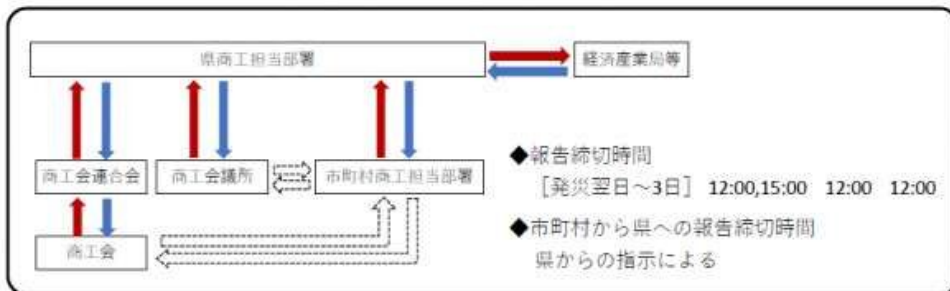
- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて当会又は当町より県の商工担当部署へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当町より県へ報告する。
- ・当会は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、当町の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・報告時間について、当会は原則、発災翌日の12:00と15:00、2日目の12:00、3日目の12:00とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当町は県からの指示により報告する。

①システム利用可能時



②システム不具合発生時

- ・下図の流れで情報共有又は報告を行う。



- ・また、当会は被害状況を9. 様式集に規定する様式Iに記載し、県の商工担当部署へ報告する。

様式I
福岡県中小企業振興課経営支援課 ○○-○○宛て【電子メールにて送付】（メールアドレス: keizochien@pref.fukuoka.jp）
令和○年○月○日の大雨による商工被害状況 提出日: 令和○年○月○日
提出先: 県入夜調査室

区分	被害箇所				被害状況		区分 説明(被害状況)
	所在地	業種別の被害状況 業種名称	事業名称	業種	被害額	被害内容(被害の発生、被害の発生状況、被害の発生状況、被害の発生状況)	
記入例	○○市○○区○○町	—	○○○製材所	製材業	約10万円	工場内が浸水。従業員2名が利用できない状況。	被害額が10万円未満の被害は、この欄に入力しない。
1	△△市△△区△△町	△△業種	△△業種	△△業種	約140万円	店舗前の電線柱が浸水に向けて倒れ、店舗中盤、店舗後部の約1割が被害。	被害額が10万円以上の被害は、この欄に入力する。
2							被害額が10万円以上の被害は、この欄に入力する。
3							被害額が10万円以上の被害は、この欄に入力する。

※被害額が10万円未満の被害は、この欄に入力せず、被害内容を記載していただく。 ※被害額が10万円以上の被害は、この欄に入力していただく。 ※被害額が10万円以上の被害は、この欄に入力していただく。 ※被害額が10万円以上の被害は、この欄に入力していただく。

＜4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設方法について、当町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場合において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、当町の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

＜5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

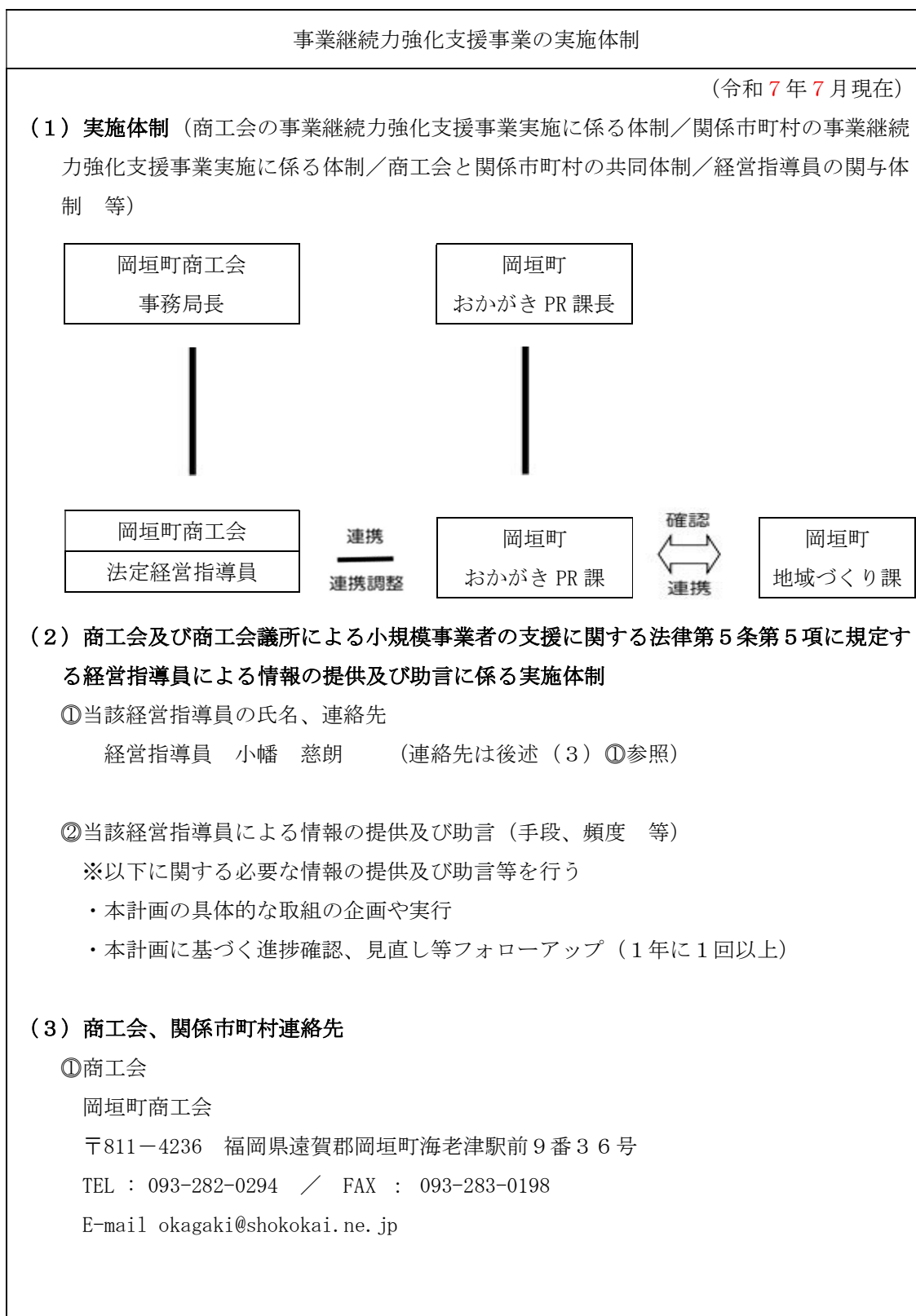
- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



②関係市町村

岡垣町役場 おかがき PR 課

〒811-4233 福岡県遠賀郡岡垣町野間1丁目1番1号

TEL : 093-282-1211 / FAX : 093-282-0277

E-mail okapr@town.okagaki.lg.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・専門家派遣費	150	150	150	150	150
・協議会運営費	50	50	50	50	50
・セミナー開催費	0	0	0	0	0
・チラシ等製作費	50	50	50	50	50
・防災・感染症対策	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、岡垣町補助金、福岡県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

<p>連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p>
<p>名 称：東京海上日動火災保険株式会社 福岡支店 支店長：山本 祐士 所在地：〒812-0024 福岡市博多区綱場町 3-3 電話番号：092-281-8344</p>
<p>連携して実施する事業の内容</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業者に対し、ハザードマップ等を用いながら災害リスクを周知する。 ・専門家による損害保険等の見直しのアドバイスを行う。 ・事業者BCPの策定支援を行う。 ・専門家による事業継続の取組のアドバイスを行う。 ・新型インフルエンザ等防止策等周知、支援対策等を提供する。
<p>連携して事業を実施する者の役割</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・巡回経営指導時等に、ハザードマップ等を用いながら、リスク対策の必要性を説明する。 ・専門家による研修会等で、商工会職員の損害保険等の知識を高める。 ・BCP策定支援ツール「BCPキットくん」の活用で、効果的な指導及び助言を行う。 ・新型インフルエンザ等対策に関する国や県、市町村の情報を周知しながら、支援対策等を提供する。
<p>連携体制図等</p>